

平成 24 年 3 月 27 日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号  
会社名 株式会社 ゲーム オン  
代表者 代表取締役社長 李 相 燁  
(コード番号 : 3 8 1 2 東証マザーズ)  
問合せ先 経営企画室長 松本 将司  
電話番号 03-5447-6320 (代表)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関する承認決議 並びに基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 15 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付加された当社普通株式（以下「全部取得条項付種類株式」といいます。）の全部取得について、第 11 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社の普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 24 年 3 月 27 日から平成 24 年 4 月 23 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 4 月 24 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

また、当社は、本定時株主総会における全部取得条項付種類株式の取得の承認決議に基づき、平成 24 年 4 月 27 日を取得日として全部取得条項付種類株式を当社が取得するにあたり、本日開催の取締役会の決議において、平成 24 年 4 月 26 日を全部取得条項付種類株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主様（ただし、当社を除きます。）をもって、その所有する全部取得条項付種類株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付種類株式 1 株につき新たに発行する当社 A 種種類株式を 5,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めましたので、お知らせいたします。

記

### 第 1 当社の定款の一部変更

#### I. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

本件は、本定時株主総会において原案どおり承認可決されました。これをもって、当社定款は、次のとおり変更されました。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、284,800株とする。</p> | <p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「普通株式」という)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種種類株式」という)の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p><u>2 当社の発行可能株式総数は、284,800株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は104,800株、A種種類株式の発行可能株式総数は180,000株とする。</u></p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p><u>(各種類株式の内容)</u></p> <p>第6条の2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A種種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p><u>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 残余財産の分配</u></p> <p><u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及びA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u></p> <p><u>(2) その他の事項</u></p> <p><u>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> |

|      |   |
|------|---|
| (新設) | <u>(種類株主総会)</u><br><u>第 15 条の 2 第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u><br><u>2 第 13 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u><br><u>3 第 13 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> |
|------|---|

## II. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

本件は、本定時株主総会及び本種類株主総会において、それぞれ原案どおり承認可決されました。これにより、当社定款は、平成 24 年 4 月 27 日をもって、次のとおり変更されることとなりました。

(下線は変更部分を示します)

| 第 1 号議案に係る変更後の定款  | 追加変更案   |
|---|---|
| <p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式（以下「普通株式」という）と同第 2 項に定める内容の種類株式（以下「A 種種類株式」という）の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、284,800 株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は 104,800 株、A 種種類株式の発行可能株式総数は 180,000 株とする。</p>        | <p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式（以下「全部取得条項付種類株式」という）と同第 2 項に定める内容の種類株式（以下「A 種種類株式」という）の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、284,800 株とし、このうち、<u>全部取得条項付種類株式</u>の発行可能種類株式総数は 104,800 株、A 種種類株式の発行可能株式総数は 180,000 株とする。</p> |
| <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A 種種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>2 当社が発行する A 種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の</p> | <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する<u>全部取得条項付種類株式</u>の内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 全部取得条項</u></p> <p><u>当社は、株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき A 種種類株式を 5,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p>    |

|  |  |
|--|--|
| <p>登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> | <p>(2) その他の事項</p> <p><u>当社は、全部取得条項付種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> <p>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> |
| <p>(新設)</p>  | <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第6条及び第6条の2の変更は、平成24年4月27日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条（附則第1条）を削るものとする。</u></p>   |

第2 全部取得条項付種類株式の取得と当該取得の対価が交付される株主に係る基準日の設定

当社は、会社法第171条及び上記新定款に基づき、平成24年4月27日（以下「取得日」といいます。）をもって、全部取得条項付種類株式の全てをこれを保有する株主様から取得し、その取得対価として、当該取得と引換えに、取得日の前日（以下「基準日」といいます。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様（ただし、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）に対して、その所有する全部取得条項付種類株式1株につき、上記新定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を5,000分の1株の割合をもって交付することといたしました。

第3 当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関する1株未満の端数処理

について

上記のとおり、ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社 A 種種類株式の数は、ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションによる当社の完全子会社化が達成されるよう、1 株未満の端数となっておりますが、このように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社では、上記のように全部取得条項付種類株式の対価として本件株主様に交付することになる当社 A 種種類株式の 1 株未満の端数につき、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて本件株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社が当社 A 種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付種類株式の数に 88,300 円（ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションが平成 23 年 11 月 7 日から当社普通株式及び当社新株予約権に対して行った公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

#### 第 4 日程（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

|                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| 整理銘柄への指定                          | 平成 24 年 3 月 27 日（火） |
| 定款変更に関する通知公告                      | 平成 24 年 3 月 28 日（水） |
| 全部取得条項付種類株式取得に関する基準日設定に関する公告      | 平成 24 年 3 月 28 日（水） |
| 当社普通株式の売買最終日                      | 平成 24 年 4 月 23 日（月） |
| 当社普通株式の上場廃止日                      | 平成 24 年 4 月 24 日（火） |
| 全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日 | 平成 24 年 4 月 26 日（木） |
| 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日          | 平成 24 年 4 月 27 日（金） |
| 全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式の交付の効力発生日 | 平成 24 年 4 月 27 日（金） |

なお、1 株未満の端数処分代金のお支払いは、平成 24 年 7 月中旬以降となる見込みです。また、上記日程は、諸事情により変更される場合があります。

以上